

# 後期高齢者医療制度が

# はじまります



平成20・21年度の保険料率をお知らせします

## 後期高齢者医療制度は平成20年4月から始まります

平成20年4月から、現行の老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が始まります。この制度の対象となる被保険者は、75歳以上の方です。（65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定された方も対象となります）

年齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収や各種申請、届出などの窓口業務は各市町村が行います。

### 保険料の仕組みは？

医療給付等に必要なる財源は、患者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除くと、被保

険者の保険料（1割）と、国や道、市町村からの公費（約5割）、現役世代からの支援金（約4割）で構成されます。保険料は、被保険者ごとに算定され、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額（以下「均等割額」）」と、所得に応じて負担する「所得割額」に区分されます。

### 保険料率は？

個人の保険料は、均等割額と所得割額からなる「保険料率」で計算されます。【表1】基本的には、道内で均一ですが、一人当たりの平均老人医療給付費が著しく低い市町村の保険料率は、制度施行時から6年間、暫定的に軽減されます。



### 後期高齢者医療制度の主なポイント

- ①被保険者一人ひとりが、負担能力に応じて公平に保険料を支払うこととなります。
- ②被保険者証が一人に1枚ずつ交付され、医療機関で診療を受けるときは、この被保険者証のみを提示することになります。
- ③医療機関の窓口での自己負担割合は、現行の老人保健制度と同じく1割（現役並み所得者は3割）です。
- ④医療保険と介護保険のサービスを両方利用して自己負担が著しく重くなる方々の負担を軽減します。

均等割額 43,143円



所得割額(総所得金額等－基礎控除額33万円)×所得割率9.63%

保険料額に100円未満の端数が出た場合、その端数は切り捨てます。なお、年間の所得が5,074,102円以上の方の保険料は、50万円です。

表1

### 保険料額の求め方

表2

### 均等割額の軽減について

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減額（軽減割合）	均等割額
33万円	30,201円（7割軽減）	12,942円
33万円+(24万5,000円×世帯に属する被保険者数 (被保険者である世帯主は除く。))	21,572円（5割軽減）	21,571円
33万円+(35万円×世帯に属する被保険者数)	8,629円（2割軽減）	34,514円

65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、その所得の金額から特別控除として15万円を差し引いた額を総所得金額等として判定します。

世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得は、軽減の判定の際の対象となります。